

令和5年度司法書士試験受験案内書

法務省

§ 1 受験資格等について

この試験は、司法書士法第6条の規定に基づいて行われるものであり、受験資格の制限はなく、誰でも受験することができます。

§ 2 受験申請受付期間

令和5年5月8日（月曜日）から5月19日（金曜日）まで

- (1) 窓口で申請する場合は、土曜日、日曜日及び祝祭日を除き、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までの時間内に受け付けます（受験申請書類の窓口申請での提出先は、§ 6の3参照。）。
- (2) 郵送により申請する場合は、**令和5年5月19日（金曜日）までの消印のあるもの**に限り、受け付けます。
- (3) 令和4年度の司法書士試験の筆記試験合格者であって今回の筆記試験の免除を受けようとする受験者（以下「筆記試験免除申請者」といいます。）も、前記期間内に申請してください。

§ 3 試験日程

- (1) 筆記試験の期日 令和5年7月2日（日曜日）

午前の部	着席時刻 午前9時00分
	指定時刻 午前9時15分
	試験時間 午前9時30分から午前11時30分まで
午後の部	着席時刻 午後0時30分
	指定時刻 午後0時45分
	試験時間 午後1時00分から午後4時00分まで

司法書士法施行規則第6条第1項の時刻として、午前の部については午前9時15分、午後の部については午後0時45分を指定します。

試験当日は、試験場において、試験に関する種々の注意、指示等がありますので、必ず、午前の部・午後の部とも、着席時刻までに、試験室内の所定の席に着席してください。

前記の指定時刻までに試験室に出頭していない場合は、受験することができません。

公共交通機関においては、運休区間や、臨時運行区間が生じる可能性があります。あらかじめ交通情報を確認し、試験当日は、十分に時間に余裕をもって試験場に到着してください。

- (2) 口述試験の期日 令和5年10月23日（月曜日）

集合時刻は、口述試験受験票に記載されます。

§ 4 試験を実施する法務局又は地方法務局

- (1) 筆記試験

東京、横浜、さいたま、千葉、静岡、大阪、京都、神戸、名古屋、広島、福岡、那覇、

仙台、札幌、高松

(2) 口述試験

東京（注1）、大阪（注2）、名古屋、広島、福岡（注3）、仙台、札幌、高松

（注1）筆記試験を横浜、さいたま、千葉又は静岡で受験した場合の口述試験は東京で実施されます。

（注2）筆記試験を京都又は神戸で受験した場合の口述試験は大阪で実施されます。

（注3）筆記試験を那覇で受験した場合の口述試験は福岡で実施されます。

§ 5 試験結果発表等

（1）筆記試験の結果発表等 令和5年10月10日（火曜日）午後4時

ア 法務局又は地方法務局での掲示

令和5年10月10日（火曜日）午後4時に、筆記試験を実施した法務局又は地方法務局において、当該法務局又は地方法務局で受験した筆記試験の合格者の受験番号を掲示します。

イ 法務省ホームページ（<https://www.moj.go.jp/>）への掲載

令和5年8月14日（月曜日）午後4時に、筆記試験問題並びに多肢択一式問題の正解及び基準点を掲載します。

令和5年10月10日（火曜日）午後4時に、筆記試験の合格者の受験番号を掲載します。

ウ 受験者への通知

筆記試験の合格の通知は、口述試験を実施する法務局から、筆記試験の合格者に対し、口述試験受験票を発送して行います。

なお、ア又はイにより筆記試験の合格を確認したにもかかわらず、口述試験受験票が令和5年10月18日（水曜日）までに到着しない場合には、口述試験を実施する法務局の総務課まで問い合わせてください。

エ 次回の筆記試験の免除

今回の筆記試験に合格した者は、その申請により、次回（令和6年度）の司法書士試験の筆記試験が免除されます。

（2）最終合格者の発表 令和5年11月10日（金曜日）午後4時

ア 法務局又は地方法務局での掲示

令和5年11月10日（金曜日）午後4時に、筆記試験を実施した法務局又は地方法務局（筆記試験免除者については、口述試験を実施した法務局）において、当該法務局又は地方法務局で受験した最終合格者の受験番号を掲示します。

イ 法務省ホームページ（<https://www.moj.go.jp/>）への掲載

令和5年11月10日（金曜日）午後4時に、最終合格者の受験番号を掲載します。

ウ 官報への公告

令和5年11月29日（水曜日）の官報に、最終合格者の受験番号及び氏名を掲載します。

§ 6 受験申請手続について

1 受験申請書等一式の交付窓口

（1）受験申請書等一式は、全国の法務局又は地方法務局の総務課で交付を受けることができます。

（2）郵送により受験申請書等一式の交付を請求する場合には、封筒の表に「司法書士請求」と朱書き

した上、返送用として郵便番号、住所及び氏名を記載し、郵便切手（120円）を貼った角形2号（A4判）の郵便封筒を同封してください。

2 提出書類等

（1）司法書士試験受験申請書(1)、同(2)、写真票及び筆記試験受験票

- (注1) 氏名及び生年月日は、戸籍等に記載されているとおり正確に記入してください（受験申請書(2)裏面の「記入に当たっての注意事項」参照）。
- (注2) 筆記試験免除申請者は、筆記試験受験票への記入は不要です（筆記試験受験票（はがき）に郵便切手を貼らないでください。）。
- (注3) 受験申請書等の記載事項等に不備がある場合は、受理せずに提出書類を返却することもありますので、十分注意して記入してください。

（2）受験手数料8,000円（収入印紙で納付）

- (注1) 収入印紙は、受験申請書(2)の所定の欄に貼り付けてください。
- (注2) 受験手数料は、受験しなかった場合でも返還されません。

（3）写真

無帽（申請者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲において頭部を布等で覆う者である場合を除く。）かつ正面から上半身を写した背景のない写真（申請前6か月以内に撮影したもの。大きさ縦4.5cm、横3.5cm（パスポートサイズ））を写真票の所定の欄に完全に貼り付けてください。

受験時に眼鏡を使用する受験者は、必ず眼鏡を着用した写真を貼り付けてください。

なお、写真が受験写真として不適当な場合には差替えをお願いすることができます。

（4）筆記試験免除申請者についてその資格を証する書面等（該当者のみ）

筆記試験免除申請者は、令和4年度口述試験受験票の原本とその写し1通を受験申請書に添付してください。なお、郵送により提出する場合は、郵便番号、住所及び氏名を記載し、郵便切手（書留料金を含む。）を貼った原本返送用の封筒と一緒に提出してください。

3 受験申請書類の提出先等

受験地として記載した筆記試験を実施する法務局又は地方法務局の総務課（筆記試験免除申請者にあっては、口述受験地として記載した法務局の総務課）に窓口申請又は郵送申請のいずれかの方法により提出してください。

- (注1) 郵送申請の方法により提出する場合は、封筒の表に「司法書士受験」と朱書きした上で、必ず書留郵便で送付してください。この場合は、筆記試験受験票（はがき）に郵便番号、住所及び氏名を記載して、郵便切手（63円）を貼ってください。
- (注2) 窓口申請の方法により提出する場合（筆記試験免除申請者を除く。）は、筆記試験を実施しない地方法務局（横浜、さいたま、千葉、静岡、京都、神戸及び那覇以外の地方法務局）の総務課を通じて、当該地方法務局を管轄する受験地として記載した法務局の総務課に提出することもできます（（例）前橋地方法務局の総務課の窓口を通じて、東京法務局の総務課に提出することができます。）。この場合は、筆記試験受験票（はがき）に郵便番号、住所及び氏名を記載して、郵便切手（63円）を貼ってください。
- (注3) 受験地は、申請者に都合の良い受験地を選ぶことができます。

4 提出に当たっての注意事項

- (1) 受験申請書の受付後は、後記§9の場合を除き、受験地の変更は認められません。

- (2) 受け付けた受験申請書は、返還しません。
- (3) 令和5年6月2日（金曜日）までに筆記試験受験票が到着しない場合には、受験地として記載した法務局又は地方法務局の総務課に問い合わせてください。
- (4) 受験申請書の受付後に住所等の変更があった場合には、直ちに受験地として記載した法務局又は地方法務局の総務課にその旨を申し出てください。
- (5) 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由等、身体の機能等に著しい障害等のある方が受験される場合、障害等の種類・程度により必要な範囲で措置を講ずることがあります。
当該措置を受けるためには、受験申請受付期間中に、受験地として記載しようとする法務局又は地方法務局に、医師の診断書等を添えて特別措置の申出をする必要があります。
申出手続の詳細については、当該法務局又は地方法務局の総務課に問い合わせてください。

§ 7 筆記試験の内容等

1 筆記試験の内容

- (1) 憲法、民法、商法（会社法その他の商法分野に関する法令を含む。）及び刑法に関する知識
- (2) 不動産登記及び商業（法人）登記に関する知識（登記申請書の作成に関するものを含む。）
- (3) 供託並びに民事訴訟、民事執行及び民事保全に関する知識
- (4) その他司法書士法第3条第1項第1号から第5号までに規定する業務を行うのに必要な知識及び能力

2 試験の時間割等

	着席時刻	指定時刻	試験時間	試験の内容
午前の部	午前9時00分	午前9時15分	午前9時30分から 午前11時30分まで	前記1(1)
午後の部	午後0時30分	午後0時45分	午後1時00分から 午後4時00分まで	前記1(2)から(4)まで

3 試験の方法、配点及び合格判定の方法

- (1) 午前の部の試験（前記1(1)）及び午後の部の試験のうち前記1(3)及び(4)については多肢択一式により、午後の部の試験のうち前記1(2)については多肢択一式及び記述式により、それぞれ実施します。
- (2) 午前の部の試験及び午後の部の試験の多肢択一式問題は、それぞれ35問で105点満点、午後の部の試験の記述式問題は、2問で70点満点です。
- (3) 午前の部の試験の多肢択一式問題、午後の部の試験の多肢択一式問題又は午後の部の試験の記述式問題の各成績のいずれかがそれぞれ一定の基準点に達しない場合には、それだけで不合格とします。
- (4) 答案用紙に受験地、受験番号及び氏名を記載しなかった場合は、採点されません（試験時間終了後、これらを記載することは、認められません。）。
- (5) 記述式用答案用紙の解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される記載がある場合、その者の記述式用答案用紙については、採点されません。

4 試験場

§ 4において試験を実施する法務局又は地方法務局として記載した法務局又は地方法務局ごとに、それぞれの局が指定した場所（筆記試験受験票に記載されます。）で行います。指定された試験場以

外の試験場では受験することができません。

5 携行品

- (1) 筆記試験受験票
- (2) 筆記具
 - ・B又はH Bの鉛筆
 - ・黒インクの万年筆又はボールペン（インクが消せるものは不可。）
 - ・プラスチック製消しゴム

6 筆記試験当日の注意事項

- (1) 試験場における注意事項を厳守し、その他の事項については、試験監督員の指示に従ってください。注意事項、禁止事項及び試験監督員の指示に従わない場合には、不正受験となる場合があります。
- (2) 不正の手段によって試験を受けようとし、又は受けた場合は、その試験を受けることを禁止し、又は合格の決定を取り消すことがあります（司法書士法施行規則第5条（不正受験者））。
- (3) 司法書士法施行規則第6条第1項の時刻として、午前の部については午前9時15分、午後の部については午後0時45分が指定されましたので、当該時刻までに試験室に出頭していない場合は、受験することができません。
- (4) 前記(2)の筆記具以外のもの（定規、付箋、筆記具入れ、メモ用紙等）、六法全書その他の図書の使用は認められません。
ただし、問題検討のため、問題用紙に限り、シャープペンシル、ラインマーカー、黒インク以外の万年筆若しくはボールペン又は色鉛筆の使用を認めます。
なお、試験時間終了後に筆記具を使用する行為は、不正受験となる場合があります。
- (5) 多肢択一式用答案用紙への記載は、鉛筆（B又はH B）に限ります。それ以外の筆記具を使用した場合又は解答の記載に不備があった場合には、採点されません。
- (6) 記述式用答案用紙への記載は、万年筆又はボールペン（いずれも黒色のインクに限る。ただし、インクが消せるものは不可。）に限ります。それ以外の筆記具（鉛筆又はシャープペンシル等）を使用した場合には、採点されません。
- (7) 試験室内では、携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等の全ての電子機器類及び音響機器の使用はできません。あらかじめ電源を切り、必ず、かばんの中にしまってください（衣類等のポケットには絶対に入れないとください。）。
試験中に携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等の通信機器の電源が入っていることが確認された場合には、不正受験となる場合があります。携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等の通信機器は、電源が切っていても起動してアラーム等が作動する場合がありますので、アラーム等の設定をしている場合には、必ず解除してから電源を切ってください。
なお、試験開始前に携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等の通信機器の電源切断確認作業を実施しますので、円滑な作業の実施に御協力をお願いします。
- (8) 試験室内では、耳栓を使用することはできません。
- (9) 試験時間中は、受験票、時計又はストップウォッチ（計時機能のみのものに限り、アラーム等音の出る機能の使用は不可）、前記5(2)の筆記具（前記(4)ただし書きのシャープペンシル、ラインマーカー、黒インク以外の万年筆又はボールペン及び色鉛筆を含む。）、キャップ付きペットボトル飲料（1本のみ。後記(10)参照。）、目薬及び点鼻薬（外箱等から出した状態のものに限る。）、

ハンカチ、タオル、ポケットティッシュ、ウエットティッシュ、携帯用手指消毒液（アルコール除菌シートを含む。）**並びに膝掛け以外のもの**（定規、付箋、筆記具入れ、メモ用紙等）**は机上又は机の中には置かずに必ずかばんの中にしまってください。**マスク、フェイスシールド（透明で顔全体の表情等が試験監督員等から確認できるものに限る。）及び手袋（透明で音が出ないものに限る。）を使用する場合は、試験開始時刻までに着用してください。

なお、マスク、フェイスシールド、手袋、目薬、点鼻薬、ハンカチ、タオル、ポケットティッシュ、ウエットティッシュ、携帯用手指消毒液及び膝掛け等についても、試験監督員が試験の公正な実施を妨げるおそれがあると判断した場合には使用を認めないことがあります。

- (10) 持ち込める飲料は、キャップ付きのペットボトル飲料（ペットボトルカバーは禁止）に限って認められ（机上に置けるものは1本のみ）、その他のアルミ缶等は認められません。

なお、水滴等によって問題や答案用紙の汚損等が生じたとしても、交換には応じられませんので、十分注意してください。

- (11) 受験者が試験時間終了前に答案用紙を提出して受験を終了すること（途中退席）は、認められません。

- (12) 試験時間中の体調不良、やむを得ずトイレに行く必要がある場合等には黙って手を挙げ、試験監督員の指示に従ってください。無断で席を立ったり、携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等の不要物を携行したりした場合には不正受験となる場合があります。

- (13) 試験場によっては、節電対策として、冷房の使用や照明の明るさが制限されるなどの措置が執られる可能性があります。また、試験室によっては、冷房の風が直接当たる場合があります。

- (14) 試験時間中に日常的な生活騒音等（試験監督員の巡回による足音・監督業務上必要な打合せなど、机・椅子がきしむ音、航空機・自動車・風雨・空調の音など、周囲の受験者の咳・くしゃみ・鼻をすする音など、照明の点滅など）が発生した場合でも救済措置は行われません。

- (15) 新型コロナウイルス感染症への対応については、法務省ホームページ（<https://www.moj.go.jp/>）に掲載しますので、必ず御確認ください。

7 お知らせ

- (1) 筆記試験の試験問題は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。

なお、試験問題の内容についての照会には、一切応じません。

- (2) 筆記試験について、記述式問題の出題の趣旨を後日公表します。

なお、公表した内容についての照会には、一切応じません。

- (3) 筆記試験について、希望者に対して成績を通知します。成績通知を希望する場合は、筆記試験の試験場で配布する成績通知用の封筒に郵便番号、住所及び氏名を記載してください。記載した住所及び氏名に誤りがあり、成績通知が不着となった場合及び成績通知書を紛失等した場合の再通知並びに成績通知の希望の有無の変更には、一切応じません。

なお、試験の採点結果に関する照会には、一切応じません。

- (4) 本案内書の掲載内容に変更が生じた場合には、法務省ホームページ（<https://www.moj.go.jp/>）で公表しますので、当該ホームページを御覧いただくか、受験地の法務局又は地方法務局に問い合わせてください。

§ 8 口述試験の内容等

1 口述試験の内容

§ 7 の 1 (2) 及び (4) に掲げる事項について行います。

2 試験場

口述試験を実施する法務局ごとに、それぞれの局が指定した場所（口述試験受験票に記載されます。）で行います。指定された試験場以外の試験場では受験することができません。

3 携行品

口述試験受験票（§ 5 の (1) ウ 参照）及び筆記具（黒インクの万年筆又はボールペン）

4 口述試験当日の注意事項

試験場における注意事項を厳守し、その他の事項については、係員の指示に従ってください。注意事項、禁止事項及び係員の指示に従わない場合には、不正受験となる場合があります。

§ 9 災害が発生した場合等の対応

災害等に伴う主要な公共交通機関の運休により、受験地への移動が著しく困難となることが見込まれる場合には、受験者からの申出により受験地変更を認める取扱いとする場合があります。

この取扱いの実施を含め、災害等が発生した場合における試験実施に関する情報については、法務省ホームページ(<https://www.moj.go.jp/>)、法務省ツイッター及び法務省民事局ツイッターを御覧ください。

§ 10 法令等の適用日

筆記試験及び口述試験の解答に当たり適用すべき法令等は、令和 5 年 4 月 1 日（土曜日）現在において施行されているもの（同日が施行日とされているものを含む。）とします。

§ 11 司法書士試験合格証書の交付

最終合格者には、司法書士試験合格証書を交付します。

§ 12 個人情報の取扱い

受験申請及び試験により取得した個人情報は、関係法令の規定に従い、司法書士試験業務及び統計目的以外に利用することは、ありません。

§ 13 法務局及び地方法務局の所在地等

局名	所在地	郵便番号	電話番号	管轄する法務局
● 東京法務局	東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎	102-8225	(03)5213-1323	東京
水戸地方法務局	水戸市北見町1-1 水戸法務総合庁舎	310-0061	(029)227-9911	
宇都宮 ウ	宇都宮市小幡2-1-11	320-8515	(028)623-0911	
前橋 ウ	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎	371-8535	(027)221-4466	
甲府 ウ	甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎	400-8520	(055)252-7151	
長野 ウ	長野市大字長野旭町1108	380-0846	(026)235-6611	
新潟 ウ	新潟市中央区西大畑町5191 新潟地方法務総合庁舎	951-8504	(025)222-1561	
○ 横浜 ウ	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	231-8411	(045)641-7461	
○ さいたま ウ	さいたま市中央区下落合5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎	338-8513	(048)851-1000	
○ 千葉 ウ	千葉市中央区中央港1-11-3 千葉地方合同庁舎	260-8518	(043)302-1311	
○ 静岡 ウ	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎	420-8650	(054)254-3555	
● 大阪法務局	大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎	540-8544	(06)6942-1486	大阪
奈良地方法務局	奈良市高畠町552 奈良第二地方合同庁舎	630-8301	(0742)23-5535	
大津 ウ	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎	520-8516	(077)522-4671	
和歌山 ウ	和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎	640-8552	(073)422-5131	
○ 京都 ウ	京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197	602-8577	(075)231-0131	
○ 神戸 ウ	神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎	650-0042	(078)392-1902	名古屋
● 名古屋法務局	名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館	460-8513	(052)952-8075	
津地方法務局	津市丸之内26-8 津合同庁舎	514-8503	(059)228-4191	
岐阜 ウ	岐阜市金竜町5-13	500-8729	(058)245-3182	
福井 ウ	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	910-8504	(0776)22-5174	
金沢 ウ	金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎	921-8505	(076)292-7813	
富山 ウ	富山市牛島新町11-7 富山合同庁舎	930-0856	(076)441-0550	
● 広島法務局	広島市中区上八丁堀6-30	730-8536	(082)228-5697	広島
山口地方法務局	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	753-8577	(083)922-2295	
岡山 ウ	岡山市北区南方1-3-58	700-8616	(086)224-5656	
鳥取 ウ	鳥取市東町2-302 鳥取第2地方合同庁舎	680-0011	(0857)22-2191	
松江 ウ	松江市東朝日町192-3	690-0001	(0852)32-4200	
● 福岡法務局	福岡市中央区舞鶴3-5-25	810-8513	(092)721-9398	福岡
佐賀地方法務局	佐賀市城内2-10-20 佐賀合同庁舎	840-0041	(0952)26-2149	
長崎 ウ	長崎市万才町8-16	850-8507	(095)826-8127	
大分 ウ	大分市荷揚町7-5 大分法務総合庁舎	870-8513	(097)532-3161	
熊本 ウ	熊本市中央区大江3-1-53 熊本第2合同庁舎	862-0971	(096)364-2146	
鹿児島 ウ	鹿児島市鴨池新町1-2	890-8518	(099)259-0667	
宮崎 ウ	宮崎市別府町1-1 宮崎法務総合庁舎	880-8513	(0985)22-5124	
○ 那覇 ウ	那覇市樋川1-15-15 那覇第1地方合同庁舎	900-8544	(098)854-7951	仙台
● 仙台法務局	仙台市青葉区春日町7-25 仙台第3法務総合庁舎	980-8601	(022)225-5718	
福島地方法務局	福島市霞町1-46 福島合同庁舎	960-8021	(024)534-1941	
山形 ウ	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎	990-0041	(023)625-1343	
盛岡 ウ	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎	020-0045	(019)624-1141	
秋田 ウ	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	010-0951	(018)862-6531	
青森 ウ	青森市長島1-3-5 青森第2合同庁舎	030-8511	(017)776-6231	
● 札幌法務局	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	060-0808	(011)709-2311	札幌
函館地方法務局	函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎	040-8533	(0138)23-9516	
旭川 ウ	旭川市宮前1条3-3-15 旭川合同庁舎	078-8502	(0166)38-1144	
釧路 ウ	釧路市幸町10-3	085-8522	(0154)31-5010	
● 高松法務局	高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎	760-8508	(087)821-6191	高松
徳島地方法務局	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	770-8512	(088)622-4171	
高知 ウ	高知市栄田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎	780-8509	(088)822-3331	
松山 ウ	松山市宮田町188-6 松山地方合同庁舎	790-8505	(089)932-0888	

●印は筆記試験及び口述試験を実施する法務局

○印は筆記試験を実施する地方法務局

なお、この案内書の記載内容について不明な点がありましたら、上の表に掲げてある法務局又は地方法務局の総務課に問い合わせてください。

ただし、試験問題の内容及び試験の採点結果に関する照会には、一切応じません。